

新 幼 支 第 2 4 0 号  
令 和 6 年 6 月 1 8 日

保 育 施 設 長 様  
認 定 こ ど も 園 施 設 長 様  
地 域 型 保 育 事 業 施 設 長 様  
認 可 外 保 育 施 設 長 様

新 潟 市 こ ど も 未 来 部 幼 保 支 援 課 長  
( 担 当 : 保 健 ・ 給 食 グ ル ー プ )

### 保育施設における食事提供の手引きの改訂について

日頃より、安心・安全な給食の提供にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
この度、給食業務の手引きとして使用している「保育施設における食事提供の手引き  
(令和5年7月)」(以下「手引き」)を改訂し、差し替え用データを送付いたします。  
つきましては、下記をご確認いただき、関係職員への周知及び手引きの差し替えをお願いいたします。

### 記

#### 1. 主な変更・修正点について

- ・令和6年3月29日付子ども家庭庁等発出事務連絡「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」に基づき、離乳食におけるりんごの加熱の取り扱いを変更しました。
- ・新潟市の組織改正に伴い、「保育課」の表記を「幼保支援課」へ修正しました。
- ・変更・修正の詳細は別紙新旧対照表にてご確認ください。

#### 2. 運用開始時期について

令和6年6月18日より

#### 3. 差し替えデータに関する補足について

- ・帳票 給食・4 (食品分類表) につきましては、従来より様式データの配布は行っていないことから、今回も送付しておりません。  
毎年4月頃、新年度の内容で作成したものを幼保支援課より送付いたします。
- ・手引きの内容には、他団体より、手引きへの掲載の用途に限り使用許可を受けたデータが含まれております。  
旧手引きと同様、手引きの内容・データを施設外に公開したり、他の事業者・個人

に渡すことのないよう、お願いいたします。

※離乳食に関する部分を、説明のため保護者に見せることは差し支えありません。

#### 4. その他

- ・帳票については、現在使用中又は印刷済みの在庫がなくなるまでの間、旧様式を使用いただけます。

担当：新潟市こども未来部幼保支援課 保健・給食グループ TEL 025-226-1221
--